

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和3年9月4日	令和3年9月17日	(1) 私が大阪市淀川区役所保健福祉課（淀川区保健福祉センター）に郵送で送付し、本年5月7日に到達、5月10日に受理された「自立支援医療（精神通院医療）制度」（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第二章第四節に定める自立支援医療費のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）第1条の2に規定する精神通院医療に関するものをいう。以下同じ。）の新規支給認定申請（本件申請）に関して、8月25日に支給認定決定、8月27日に受給者証を私宛発送されているところであるが、この間の大阪市における本件申請に関する処理（淀川区役所保健福祉課、大阪市こころの健康センターはじめとした大阪市におけるすべての部局における処理）の処理経過・職員の対処・部局間での依頼及び返答・システムでの処理・その他大阪市の意思決定に係る内容が記録されたすべての書類及び電磁的記録。 他1件	公開請求拒否	号	淀川区役所	保健福祉課（健康づくり担当）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和3年9 月10日	令和3年9 月24日	(1) 令和3年6月7日付け で、健康局健康推進部こころの 健康センター（以下「こころの 健康センター」という。）の職 員から淀川区役所保健福祉課 （以下「淀川区役所」とい う。）の職員あてに送信された 「令和3年6月1日に開催され た医療・手帳審査会の結果」に 関するメール (2) 令和3年7月1日付け で、淀川区役所の職員からこ ころの健康センターの職員あてに 送信された「総合福祉システム （福祉五法システム）における データ登録」に関するメール及 びその依頼文	公開	号	淀川区役所	保健福祉課 （健康づく り担当）